我孫子町報

発行所
千葉県我孫子町役場
我孫子2031
我孫子町役場
電話我孫子 42番 142番 242番

編集及発行
責任者
今井啓三

我孫子町財政の公表 8月1日現在

おおむね順調な税収
納税組合による効果

地方自治法才二四四条才一項並に我孫子町財政事情の作成及び公表に関する条例の規定に基き昭和三十一年八月一日現在における財政の事情を左記のとおり公表いたします。

一、昭和三十一年度我孫子町歳入歳出状況

(一)歳入(才一表)

歳入については年度当初である関係上、その実績は稍低調の感があるも漸増の傾向にある。

即ち町税については、年間調定が既になされている関係上、その収入歩合は夫々予算に対して一九%、調定に対しては一七、二%となつてをり、月間平均値より観察すれば良好とは云い得ないが、時期的な面よりこれを考えるならば概ね順調なる収入歩合と思われる。

次に地方交付税は昨年度交付額を基準とし約二分の一程度が収入済となつている。なを、分担金及負担金使用料及手数料、雑収入等は実績により夫々平均的な収入数値を示している。

国県支出金及町債は、本年度事業計畫に基き夫々申請中の関係上、その事業に対して中央に於て決定がなされない為収入額はほとんど皆無の状態にある。

繰越金は昭和三十年度決算見込による繰越収入であり、合併初年度に於ける財政の苦しさを端的に表わしている。

次に歳入合計は収入済額一六、七四四千円であり予算額に対し一八、二%となり、総体的に見れば今一歩と云うべき段階にある。

(二)歳出(才二表)

歳出面に於ける支出状況は一六、九〇九千円であり予算額に対して一八、四%となつてをり、収入額に応じこれを抑制している状況にある。

本年度主要事業の執行は歳入に於て申し述べた様に中央に於て起債、補助金等が決定されない為未着手であり、且つこれが準備の段階にある。

なお、各種事業等の執行も歳入の推移如何によるものであるため、歳出を通じ歳入の実績増加に期待するところが大きい。

(三)総括表(才三表)

以上に於ける歳入歳出の実績についてこれをまとめたものであるが、歳入歳出の差引額は不足金一六五千円であり、所謂赤字となつてをり時期的傾向とはいいながら必ずしも健全財政ではあり得ないと思われる。

なお、これが不足額に対する処置は説明書のとおりであるも、今後の財政運営の見地からすれば支出の引締と収入の増加を徹底的に図るべきことが健全財政への道であると共に、我孫子町発展の道標であると云わなければならない。

二、住民の負担の状況(才四表)

本表は本町に於ける住民の町税負担の状況について示したものである。

本表における町税とは、町民税、固定資産税、自転車荷車税にかかわる現年度調定によるものであり、一人当りの負担額は昭和三十年十月一日の国勢調査人口(二四、九一四)で町税額を乗じて得た数値即ち一、六一五円であり、福祉的郷土の建設から観察すれば利益享受のバロメーターと云わなければならない。

三、町有財産の状況(才五表)

本表は町有財産の状況を示したものであり、その財産数値は概ね漸増の傾向にある。

四、公債の状況(才六表)

本表は当町における負債額並に償還額について示したものであり、歳入面に於ける起債と相俟つて増加の一途を辿りつゝあり、これが増加は健全財政の建前からすれば歓迎すべきではないが、合併後における諸施策の遂行上止むを得ない措置であると思われる。

五、一時借入金の状況(才七表)

本表は昭和三十一年度における財政運営の円滑を図るために借入れた一時借入金の状況であるが、事業の執行等と相俟つて歳入の確保が期せられるならば、敢て借入金の必要性がないのであるが、現況財政の推移からすれば致し方ないと思われる。

以上概略本町の財政状況についてこれを説明したのであるが、町村合併後における新町の建設は日一日とその過程を歩みつゝあり合併才一年度の成果と共に才二年度における建設の促進は益々完成の域に近づきつゝあるも、適正なる財政の運営と相俟つて挙町一致もつて本町の発展に倚一層住民各位の御協力をお願い致す次才であります。

昭和31年度我孫子町歳入歳出状況

昭和31.8.1現在

才一表 歳入 単位 千円

款項	予算額 A	調定額 B	収入済額 C	予算に対する収入歩合 C/A	調定に対する収入歩合 C/B
1.町税	60,413	66,770	11,491	19.0%	17.2%
2.地方交付税	6,550	3,318	3,318	50.7	100.0
3.公営企業及財産収入	307	0	0	0	0
4.分担金及負担金	967	251	116	12.0	46.2
5.使用料及手数料	1,656	392	392	24.0	100.0
6.国庫支出金	8,344	1	1	0	100.0
7.県支出金	1,182	148	148	12.5	100.0
8.寄附金	661	100	100	15.1	100.0
9.繰入金	1,000	0	0	0	0
10.繰越金	3,041	858	858	28.2	100.0
11.雑収入	1,085	320	320	29.4	100.0
12.町債	6,600	0	0	0	0
歳入合計	91,806	72,158	16,744	18.2	23.2

才二表 歳出 昭和31,8,1現在 単位 千円

款項	予算額	充用流用増減額	予算現額 A	支出済額 B	予算現額に対する支出歩合 B/A
1.議会費	2,100	0	2,100	1,004	47,8%
2.役場費	24,621	0	24,621	6,408	26,0
3.警察消防費	4,412	0	4,412	284	6,4
4.土木費	8,241	0	8,241	1,690	20,5
5.教育費	23,049	0	23,049	3,447	15,0
6.社会及労働施設費	15,646	0	15,646	1,345	8,6
7.保健衛生費	2,309	0	2,309	542	23,5
8.産業経済費	4,168	0	4,168	965	23,2
9.財産費	364	0	364	17	4,7
10.統計調査費	140	0	140	4	2,8
11.選挙費	750	0	750	343	45,7
12.公債費	2,129	0	2,129	92	4,3
13.諸支出金	3,377	114	3,491	768	22,0
14.予備費	500	△114	386	—	—
歳出合計	91,806	—	91,806	16,909	18,4

才三表 総括表 昭和31,8,1現在 単位 千円

収入済額	16,744
支出済額	16,909
差引残額	△165

注 上記総括表により差引165千円の赤字となつてをりますが才七表による予算内一時借入金により調整す

才四表 住民の負担の状況 昭和31,8,1現在

町税	住民一人当りの負担額	一世帯当りの負担額
40,227,000円	1,615円	9,060円

注 町民税固定資産税自転車荷車税の現年度分を対象としたものである

才五表 町有財産の状況 昭和31,8,1現在

基本財産	財政調整積立金	公共用設備資金	罹災救助資金	土地	建物
128,080円	644,922円	6,919円	2,223円	30,320,22坪	5,058,91坪

才六表 公債の状況 昭和31,8,1現在

負債額(元金)	償還額 元金	償還額 利子	未償還額 元金	未償還額 利子
19,646,000円	310,760円	342,742円	19,335,240円	9,208,258円

才七表 一時借入金の状況 昭和31,8,1現在

現在高
4,000,000円

新市町村建設促進法について

昭和二十八年十月一日町村合併促進法が施行され、町村合併は逐次全国的に進展して、現在施行前における全国町村数の約三分の一に減少、約九割近くまで合併計畫が達成されてきている

この促進法は時限法として未合併町村を若干残してはいるが、九月末日を以て失効する。これ等未合併町村の今後における合併を更に促進させる方策を規定して、町村合併の総仕上げを図り一面、新市町村の建設途上における障害となつている合併に伴う争論を解決、新市町村建設計畫が、促進法の目的を継承しつつ着実に実施されるよう、その実施すべき事項を規定しているのが、この新市町村建設促進法である。

一、本法の目的

合併促進法に基き規模の拡大された新市町村自体の自然的、経済的、文化的、その他の条件に即して、総合的にその建設を進めることを基本方針として、速かにその地域社会の一体性を確立し、組織及び運営の合理化を図り、現下行政の実態に鑑み財政運営の健全化に努め、合併によつて成された能力に応じての活潑な自治経営への強力な育成強化を図ることが主目的とされている。

二、新市町村建設計畫の実施

1、建設計畫の調整

新市町村建設計畫は、合併発足前に合併関係町村の協議により策定されたものであるので、往々にして合併前各々それぞれの立場からの注文の寄せ集めにすぎず、新しい地域の全体を通じて総合的な観点から定立された計画の名に価しないものが少くないのである。この際当初の計畫全体に対して真剣に再検討を加え、その結果修正すべきものは修正し、これを着実に実施して行くための年度別計畫を新に策定することが規定されているのが、この促進法である。

2、支所出張所の統合

旧町村意識の温存は新市町村の一体性の確立に対する最大の障害である。合併の狙いとする行財政の効率的運営の見地からも、特に人事管理の合理化と消費的経費節減の見地からも、ただ単に合併の際そのまま存置した旧町村の役場を、支所出張所としているものは、早急にその廃止又は統合を考えろと示されている。支所存続の理由は住民の利便の主張であるからこれを閑却することはできないが、連絡員制度の改善充実、部落電話、有線放送施設などの措置も取上げて考えられる問題となることであろう

3、小、中学校の統合

この小中学校統合のことについては前号でも述べた所であるが、新町村の地域社会としての一体性を確立するためには、行政作用のみならず公共的な機能を営む団体活動がすべて新しい地域の総合的観点に立つて営まれなければならない。思うに市町村行政経費の中最大の比重を占めるものは教育費である。数多くの市町村財政を苦しめ起債の殆んどが教育費であることに鑑み、小規模の小中学校を統合することは、やがて設置される新市町村建設審議会において検討さるべき最大の研究課題たるであろう。

牛の飼養者に注意!!
流感大流行の前ぶれ

最近の新聞紙上を賑はせている牛の流行性感冒は大流行の前兆ともいわれており本県においては昭和二十五年の九月から十二月までに約二万頭が発病して三四四頭死亡と云う例があり非常に恐ろしい病気でありますので、各飼養者は左記事項をくれぐれも注意して下さい。

一、注意事項

1、発生のある場所から牛を移動しない。
2、発生地へ牛を入れない
3、蚊やハエ等の駆除
4、牛舎の出入には消毒液を設け足手の消毒をすること
5、餌は消化しやすいものをあたえる
6、牛の状態がおかしいと思つたらすぐ獣医師の診断を受ける
7、発病した時は直ちに町長に届け出る
8、再発 咽喉 頭 麻痺等を併発する恐れがありますので一応獣医師の診断を受ける

議会

庁舎増改築等を協議
議会全体協議会

去る八月二十一日一小才二校舎に招集した議会全体協議会は、午前十時五十分から開会して役場庁舎増改築の協議をし早急にこれが施工を決めた。

なお工事は直営で実施する。続いて手賀沼遊園池事業のその後の経過等について町長から報告があり、尚埋立地を四万坪に拡張するにつき会社から申出があるに対し異議なく了承した。

午後一時散会

事務室の一部を講堂え
十月一パイで完成

昨年四月の合併以来、狭い庁舎で町民の皆様方に迷惑をお掛けしておりましたがこの程本庁々舎の増改築を直営工事により施工することになりました。

工事は九月早々から十月末迄の予定で、その間事務室の一部を一小講堂に移転します。

今暫らくの御不自由を我慢して戴いて、庁舎完成の暁は今に倍する皆様方えのサービスに邁進すると職員一同張切つておりますので宜敷く御協力願います。

なお講堂に移転する課名は次の通りであります。

○町長室
○総務課
○民生課
○建設課
○議会事務局

新館(現在税務課のある庁舎)には次の課が残ります。

○出納室
○税務課
○産業課

商業統計調査終る
商業戸数三七〇戸

七月一日現在を期して実施せられた今年の才三回商業統計調査も無事終了いたしました。

この調査が円滑に、しかも確実に実施出来ましたことは、商業者各位の統計に対する深い御理解と御協力の賜であると厚く御礼申上げる次才であります。

今後とも、各種統計につきまして御協力をお願い申上げます。

(統計)

人事

命総務課勤務
書記 野口町子(保育所)

命民生課勤務
雇 長谷川滋子(議会)

(昭三一・八・一三日付)

納期前納入者　二%の報償金

▽……本年度固定資産税及町民税の納期……△
△……前納入者の氏名をお知らせします……▽
▽……こゝでいう納期前納入とは才一期……△
△……の納期と同時に一年分の税金を前……▽
▽……納することを指しております。この……△
△……方法により納税した人には二%の報……▽
▽……償金が還付されます。……△

◎町民税
▼我孫子。一区池谷淑子〇三区安藤正治〇七区武藤ちゑ、須田有〇栄町篠原福平〇十二区島根蕪根戸下椎名卯之助▼湖北〇下新木小川たい、岡田菊之助、田村清市、深山義雄、
◎固定資産税
▼布佐〇四区　榎本熊次郎〇五区榎本主政、石井貢、石井泰助、石井久右門、石井豊久、石井種吉、石井正太郎、森川列、延命寺　石井彌助、板倉義信、岩井きよ、加納由松、高橋四郎、中島四郎、真野智之、藤代三郎、小山美太郎、小山伊作、足立俊嶺、斎藤武治、斎藤三郎、木間利三郎、宮本喜一郎、篠崎伊三郎、篠崎定五郎、柴田うめ、柴田寅吉、柴田栄次郎、鈴木靖三以上　延命院納税組合分本間しよ、加納猪之助、加納清蔵、丸岡久太郎、斎藤松太郎、斎藤十五、山崎秀次郎　山崎与四郎〇八区影山ひろ〇十区　小川正雄
▼我孫子〇一区中島昭〇四区鈴木くら〇五区金子清蔵〇六区相川峰蔵〇七区金井立太郎、武藤正敏、薄手壽恵雄、広田しず〇八区香取神代、森山ヨネ〇九区大森もと、渡辺実、鈴木友之助〇十区野々下信雄〇十一区伊藤大吉、浜原公輝、大井精、中村好二、中村宏、須藤千司〇十二区村井良夫〇十五区渡辺東作、田口藤作、宮地清、庄司与五郎、▼湖北中峠上　松本英三、平川政治〇中里西　中野吉太郎、中野吉右衛門〇日秀　大野木ちよ、深山清、森田春次郎

約三万人を集めた　手賀沼花火大会

去る八月二十五日、本町商工会主催の下に行はれた手賀沼花火大会並びに灯ろう流しは、近郷から約三万の人を集めて盛大に行われた。

この花火大会で撮られた写真展覧会の締切りは九月十までとなつておりますから応募者は期日迄に役場産業課まで搬入して下さい。

松毛虫秋期の發生に注意　發見したらすぐ届出を

本年は特に高温續きのため秋期に於ける松毛虫の孵化も相当早く既に二令に達している現況であるので、時期を失せず次の点を留意の上早期に駆除いたすようお知らせいたします。

記

一、現在の幼虫は抵抗力弱く従つて粉剤使用の場合はBHC一%以上の薬品を使用する必要はありません。

二、孵化後二週間以外は一枚の葉に群生しているので部分的撒布により実効を挙げ得る。

三、防除については役場に器具薬剤等準備してありますので御利用下さい。

尚　被害のあつた時は、左記様式により被害届を役場え提出して下さい。

松毛虫被害報告書

大字	字	地番	面積	住所	氏名

外国人の皆さんへ　法務局からのお知らせ

才二十四国会で外国人登録法の一部が改正され八月一日から実施されました。この法律の目的は、申請その他の手続を簡素化して外国人の義務を軽くすると共に規定を整備して外国人登録制度の運用の円滑化を図るためであつて、主な改正点は次のとおりであります。

大部分の外国人の方は今年の秋に登録証明書の切換申請をしなければなりませんが、この切換が終つた後は従來二年毎に行つていた切換を三年毎に行うことになりました。

次に外国人の方が居住地を変更する場合は移動する前に旧居住地の市区町村長に居住地変更届をしなければならなかつたのでありますがこの事前の届出制度を廃止し移動後十四日以内に転先の市区町村長に居住地を変更したことを申請すれば良いことになりました。

昭和三十一年度(才二次分)立木伐採許容量

本年度才二次分の立木伐採許容量が左記のように告示されましたのでお知らせいたします。

なお詳細については役場産業課までお問合せ下さい

※　※　※　※　※　※

昭和31年度才二次分　立木伐採許可許容限度数量

基本計画区	用薪別	針葉樹広葉樹別	主伐間伐別	普通林	合計
東葛地方	用材林	針葉樹	主伐	8,964石	8,964石
			間伐	3,838	3,838
			主間伐合計	10,883	10,883
	薪炭林	針葉樹	主伐	33,474	33,474
			間伐	4,381	4,381
			主間伐合計	35,556	35,556
		広葉樹	主伐	1,910	1,910
			間伐	590	590
			主間伐合計	2,191	2,191
				48,630	48,630

開校記念祝賀式　＝久寺家分校＝

合併(昨年三月三十一日に土谷津一昨年十一月一日に久寺家)以來の懸案であつた久寺家分校はこの程竣工した。

この開校記念祝賀式が來る九月七日午前十時から新校において行われる予定である。

(((((((榮養料理の講習會)))))))

夏期の疲労回復を図るために、秋の味覚を生かして栄養料理の講習会を開催する予定でおりますので、お台所をあづかる御婦人の皆様は是非御参加下さるようお知らせ致します。

会費は五十円程度で簡単に利用出來る栄養料理二三品と、手軽に出來る茶菓等で御座います。

詳しいことはあらためてお知らせ致します。

×　×　×

繰越金九五四円　清掃組合決算認定

去る八月十八日午後一時より清掃組合総会を我孫子町保育所に於て開催した当日議決した議案は次の通りである。

才一号議案
昭和三十年度決算認定について
一、収入額八四四〇四六円
二、支出額八四三〇九二円
三、翌年度繰越金九五四円
本決算について主なる支出金は作業員給料及手当金五九五、一八円汲取用オート三輪車及汲取桶一五九、六九〇円であつた。

才二号議案
昭和三十一年度予算議定について
一、収入金額一三三二八〇〇円
二、支出金額一三三二八〇〇円

才三号議案
昭和三十年度事業報告について

才四号議案
昭和三十一年度事業計画について

才五号議案
役員改選について
一、役員には左の方々が選ばれました。
後藤酒造三氏
金井立太郎氏
鬼沢利二氏
生田目与七氏
沢田義郎氏
石島宇衛門氏
三浦惣太郎氏
鹿倉喜平氏
山崎慶次氏
染井正氏
長谷等司氏

受胎調節講習　指導について

健康で明るい文化的生活の合理化を図るため町では保健所と提携して従來より受胎調節の指導を行つております。婦人会、町内会、部落会、その他の団体に於いて御希望のむきがありましたら民生課宛御相談下さるようお知らせ致します。

満九ケ月〜一年二ケ月までの乳兒の秋季ジフテリア予防接種

予防接種法にもとづき秋季ジフテリア予防接種を左記の通り実施致しますから該当者は必ずお受けになるようお知らせ致します。

記

一、該当者　昭和三十年七月一日より同年十二月三十一日まで生れの乳幼児

二、予防接種回数　二〜四週間、間隔で三回

三、実施日

	一回目	二回目	三回目
我孫子地区	九月十日 九月十一日	九月二十四日 九月二十五日	十月八日 十月九日
湖北地区	九月十二日	九月二十六日	十月十日
布佐地区	九月十三日	九月二十七日	十月十一日

◎備考
1, 母子手帳を必ず御持参下さい。
2, その他細部事項は後日町内回覧によりお知らせ致します。

いよいよ本格化する　手賀沼遊園池

既に本紙上で数回にわたり紹介して参りました手賀沼遊園池(含水上撮影所)の計画図が出來ましたので掲載いたします。

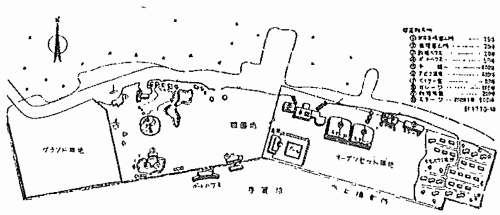

〔手賀沼遊園地の計画図〕

煙草は町の煙草屋で買つて下さい
その九パーセントが町の收入になります

基本選挙人名簿

9月15日現在で調整

毎年九月十五日現在で新しく作り変えられる基本選挙人名簿の調整期が参りました。選挙權があつても選挙人名簿に登載されていない人は選挙權を行使することが出來ませんので左記事項に御留意の上宜敷く御協力下さい。

◎住所要件
本年六月十六日以前から本町に在住するもの

本調査は住民登録簿によつて調査しますので該当者で転入届を済まされていない方は至急転入届をして下さい。又従前から本町に住んで居て、引越し等により住所を移された方は移転届をして下さい。同じ町に住んでいるので届の必要がないと思つておられる方が多いように見受けられますが。いざ選挙となつて前の住所のあつた投票所へ行くことがオックウで棄權するようなる結果になつてしまいますからくれぐれも注意して下さい。

◎年令要件
満二十才以上のもの　昭和十一年十二月二十一日までに生れたもの

◎犯罪等の欠格条項
日本国民で禁治産者又は禁固以上の刑の執行を受けているもの

右に該当する方は選挙權を有しません。

以上の調査をして、その調査名簿を各区長又は連絡員に再調査して戴いてから名簿の調整をいたします。

調整した本名簿は十一月五日から十五日間役場又は支所で選挙民全部の縦覧に供します。

育児相談所開設について

子供を明るくより健康に育てたいと願う親心に、少しでも御協力申し上げるため、今月(細目は追つてお知らせ致します)から育児相談所を開設するため、準備を進めております。

特に離乳期のお子様をお持ちのお母様方や、始めてお子様をお持ちになつたお母様方にはよき相談相手になれるかと思いますので、是非この相談所を利用して戴くようお知らせ致します。

▽…………△

相続について　①

憲法才十四条にすべての国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないと宣言している。従つて新憲法の施行せられた昭和二十二年五月三日以後においては、原則として長男子一人が相続する制度は廃止されて、相続はすべて遺産相続一本建となつた。

そこで新憲法の趣旨にそつて昭和二十三年一月一日から改正された民法によることになつた。

新しい親族法について

新しい親族法の指導原理は云うまでもなく個人の尊厳と両性の本質的平等である。

その結果特に著しいのは次の三点である。

①家族が家の制度から開放され、ひいては戸主權から制約を受けなくなつたこと。

③男女の本質的平等から、民法上夫婦は平等の立場に立つことになつた。

③個人の尊厳から子の尊重が考慮されるようになつた。

親族について

「民法で親族とは
①六親等内の血族
②配偶者
③三親等内の姻族である。(別図①参照)

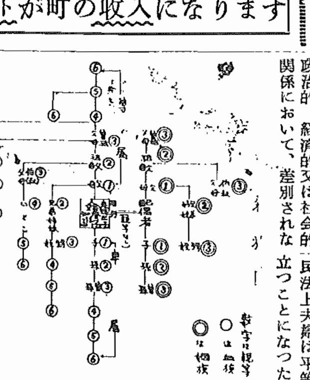

相続の開始について

ある人が死亡した場合にその人の持つていた財産上の權利義務の一切を子供や妻が共同して承継する。

1,相続は死亡の場合に限る
2,財産の相続に限る。
3,相続人は特定されている

相続分

才一位　直系卑属と配偶者　{三分の二 三分の一}
才二位　直系尊属と配偶者　{二分の一 二分の一}
才三位　兄弟姉妹と配偶者　{三分の一 三分の二}
才四位　配偶者　単独

同順位の相続人が数人あるときは均等に分ける。(別図②参照)　(以下次号へ)

相續分(分け前)の例

父　死亡　直系卑族が相続する場合
母　(三分の一)
長男
長女……他家へ
養子
均等(三分の二)

子の代襲相續

父・死亡
母　(三分の一)
長男……死亡——子
長女……他家へ
二男……他家へ
(三分の二)

注　長男が死亡し子がない場合長男の妻がいても權利はない